

特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針により 9 月 30 日まで閉館としていた以下の施設について 10 月 1 日から通常開館とします。

軽便与那原駅舎展示資料館

観光交流施設（テニスコート・ゲートボール場含む）午後 8 時まで開館

綱曳資料館

町コミュニティセンター午後 8 時まで開館

町立図書館

学校体育施設（一般への夜間開放）午後 8 時まで貸出

東浜野球場・テニスコート